

令和5年6月〇〇日

(名称) 武豊町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 武豊町における公共交通を取り巻く動向と取り組み概要

○武豊町の実態

武豊町は、面積25.92km²、人口43,535人（令和2年国勢調査）で、名鉄河和線の3駅、JR武豊線1駅の鉄軌道があるが、路線バスについては運行されていないため、住民から公共交通サービスの提供に対する要望、公共交通空白問題を抱えていた。

○公共交通の取組動向

バスによる地域公共交通サービスについては、平成15年に3ヶ月間のコミュニティーバンを使用した巡回バスの試行運行を実施したが十分な利用がなく、本格運行に至らなかった。

しかし、少子高齢化・人口減少社会に対応した生活交通の確保は不可欠であり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行等を契機に、地域公共交通会議を設置し、武豊町地域公共交通総合連携計画を策定した。地域公共交通総合連携計画で示した交通システムの狙いは、二つの鉄軌道を「広域幹線系統」として捉え、名鉄知多武豊駅を中心に、町内主要施設と市街化区域をカバーするループ型のコミュニティーバスの試行運行を平成22年7月27日から開始した。また、コミュニティーバスの利用促進と市街化調整区域等をカバーするため、事前予約制・区域運行の乗合タクシーを平成23年9月より構築した。

○コミュニティーバスの導入目的とその後の取り組み

こうした段階的にネットワークを構築することで、交通空白地の解消とお年寄り等住民が安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足を確保することを目指した。地域公共交通総合連携計画をふまえ、コミュニティーバスを「地域内フィーダー系統」として本格運行することが必要であり、平成24年度に生活交通ネットワーク計画を定めた。

平成27年度には、生活交通確保維持改善計画の推進と並行して、武豊町地域公共交通会議において地域公共交通網形成計画の策定を行い、以下のフィーダー路線の再編を行った。

- ・ 緑ルートの利用は他のルートに比べ少ないため、緑ルートを廃止し、赤ルートに統合
- ・ 武豊町に隣接する半田市の大型商業施設への接続要望があったため、赤ルートの延伸
- ・ 停留所別の利用実績と道路整備による運行体制の見直しに伴う青ルートのルート変更

さらに利用促進を図るためには便数増に対する要望があったため、緑ルートの廃止を通して配車計画を大幅に見直し、赤・青ルートそれぞれに車両を専用化し、便数増を行った。

その後、道路環境の整備や地域住民の要望に伴い一部停留所の停留所位置の見直しを実施した。平成30年10月には、半田市の基幹バス及びコミュニティーバスが青山駅に接続することを受け、広域ネットワークの形成、利便性の向上を目的に北部赤ルートを青山駅まで延伸し、地域間幹線系統の強化を行った。また、令和元年10月には利用者増に伴う遅延解消と住民のバス停留所の増設要望を受け、周回運行時間の見直しに伴う便数変更及び南部青ルートの路線の延伸を行った。合わせて、乗合タクシー制度を再検討し、行政による定路線型の接続タクシーへの補助という運行体制で再編を行った。また、回数券事業に加えて、高齢者の交通事故件数の減少と公共交通の利用促進を図るために65歳以上の運転免許証自主返納者と70歳以上の高齢者を対象とした無料乗車券交付事業を開始した。

令和2年4月には運賃の見直しを行い、これまでの介助者のみではなく、障がい者手帳所持者本人も無料対象とした。

令和2年度、令和3年度には住民団体と町が連携し、住民ワークショップ及び地区（壱町田）ワークショップを実施するとともに、令和4年2月に接続タクシーに関する社会実験を地区（壱町田）にて実施し、コミュニティーバス及び接続タクシーの今後について検討した。

令和4年10月には、利用者およびカバーエリアを増やすことを目的に、青ルートのルート（北部延伸）・停留所位置・巡回方向・ダイヤ見直しを実施するとともに、接続タクシー

については、自宅と自宅から最寄りのバス停留所間の移動ができるように制度を変更した。

○公共交通ネットワークの機関分担

- 赤ルート・・・地域間幹線系統（半田市への乗り入れ）
 - ・鉄道や大型商業施設、医療機関の利用を想定し、行政境を意識することなく移動できるサービスをバスにて提供する路線
- 青ルート・・・フィーダー系統（当該生活交通確保維持改善計画による申請路線）
 - ・鉄道や医療機関、観光資源、公共施設など、地域内の主要施設をつなぐ移動サービスをバスにて提供する路線
- 接続タクシー・・・コミュニティバスを補完する移動サービス
 - ・地域交流路線（定時定路線）のサービス提供が難しい交通空白地を対象に、タクシーにて移動のサービスを提供する定路線型の乗用タクシーへの補助を通して、コミュニティバス路線が運行されない地区への交通空白地の解消を目的とした交通網（自宅からコミュニティバスの最寄り停留所間を接続）

（２）地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

武豊町の公共交通に関する取り組みをふまえ、名古屋方面等広域の移動を担う鉄道と半田市との移動を担う地域間幹線系統（赤ルート）の交通ネットワークを補完し、交通空白地の解消、誰もが安全・安心で快適に移動できるまちを構築することを目的として設置したコミュニティバス（青ルート）維持のため、地域公共交通確保維持事業を実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

○1年間の利用者数による事業目標

	R4 実績 R3/10~R4/9	R5 年度見通し R4/10~R5/9	R6 年度目標 R5/10~R6/9	R7 年度目標 R6/10~R7/9	R8 年度目標 R7/10~R8/9
赤ルート（幹線）	41,667 人	43,000 人	44,500 人	45,000 人	45,500 人
青ルート（フィーダー）	25,655 人	25,000 人	26,500 人	27,000 人	27,500 人
小計	67,322 人	68,000 人	71,000 人	72,000 人	73,000 人

※R5 見通しは、R4/10~R5/5 の実績と R4/6~R4/9 の実績をあわせたもの。

※直近の実績は、コロナ禍の影響を多少受けた数値であるが、地域公共交通計画に掲げる目標値である

「72,000 人（※行政年度 R7.4~R8.3 としている）」を基に設定している。

（武豊町地域公共交通計画の 27 頁参照）

（２）事業の効果

平成 30 年 10 月からは町内在住者でも利用者の多い青山駅への乗り入れを開始し、鉄軌道を中心とした広域幹線系統の強化を図ることでより一層の利用者の増加につながった。

また、令和元年 10 月に実施した南部青ルートの延伸及び高齢者の無料乗車券交付事業・回数券事業により利用者が大幅に増加した。

これまで利用促進の役割を担っていた住民団体である「武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会」と連携し、公共交通の利用方法等の周知を行い、事業改善を進める上で必要になる住民ニーズの反映に際して、生活の足を考える会の協力を仰ぎながら、事業推進を図ってきた。

令和 2 年度、令和 3 年度には住民団体と町が連携し、バス路線に関する今後の対応等を住民ワークショップにより協議し、令和 4 年 10 月の青ルート路線の改編（北部延伸）に至った。

コロナ禍の影響があったものの、行動制限の緩和やワクチン接種の普及等により、昨年度と比較して新型コロナウイルス感染症の影響はほぼ無くなり、コロナ禍前の利用者数に近づく数値まで回復した。

今後も住民団体と連携し、利用促進等の事業を図っていく。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・赤ルートの実行（主体：武豊町 運行事業者：知多乗合株式会社） ・青ルートの実行（主体：武豊町 運行事業者：知多乗合株式会社） ・広報周知活動（主体：武豊町 広報・ホームページでの周知等） （主体：武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会 産業まつり等での啓発活動、利用促進事業等）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者</p>
<p><路線図></p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付の運行系統を参照 ・地域内フィーダー系統の要件（地域間交通ネットワークと接続） 青ルートは、役場、名鉄知多武豊駅等で赤ルートの地域間幹線系統と接続 <p><運行事業者の決定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町等での実績のある事業者で行う指名競争入札による業者選定を行い、知多乗合株式会社を選定している。 <p><運行予定期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に「武豊町地域公共交通計画」を策定し、令和4年度から令和8年度までの5年間の事業期間として事業継続している。 <p><地域間交通との整合性・新規性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付の路線図を参照 青ルートは、役場、名鉄知多武豊駅等で地域間幹線系統と接続
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る武豊町コミュニティバスについて、その運行に係る費用総額 39,393,612 円のうち、武豊町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。（令和4年度実績（R3.10～R4.9））</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○評価手法：利用実績（利用者数）による定量評価 ○測定方法：運行事業者による月別の利用実績を計測
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

<平成31年度【令和元年度】(4-3月期)>

- ・令和元年6月26日(第32回) R02年度生活交通確保維持改善計画承認
コミュニティバスルート・タイヤ改正、
接続タクシー事業、高齢者無料乗車券制度・回数券
導入について(R01.10~)
- ・令和元年12月25日(第33回) 車両更新計画(案)について
- ・令和2年2月(書面協議) 障がい者手帳所持者の運賃無料化について(R02.4~)

<令和2年度(4-3月期)>

- ・令和2年5月書面協議(第34回) R03年度生活交通確保維持改善計画承認
青ルート「南中根」停留所の移設について
赤ルートの車両更新について
- ・令和3年12月8日(第35回) 青ルート車両更新について
青ルート「六貫山郵便局」停留所の名称変更
R02年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
武豊町地域公共交通計画の策定について
- ・令和3年3月30日(第36回)

<令和3年度(4-3月期)>

- ・令和3年6月21日(第37回) 武豊町地域公共交通計画について
R04年度生活交通確保維持改善計画承認
- ・令和3年12月7日(第38回) 来年度のコミュニティバス(青ルート)事業
青ルート「地域交流センター」停留所の名称変更
R03年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
及びR3年度地域公共交通計画の事業評価の承認
武豊町地域公共交通計画案の協議
- ・令和4年3月30日(第39回) 地域公共交通計画(最終案)の承認

<令和4年度(4-3月期)>

- ・令和4年6月24日(第40回) 赤ルート「平井停留所」の移設について
コミュニティバス(青ルート)の路線改編及び
コミュニティバスの運行系統名等の変更について
接続タクシー事業の改編について
R05年度生活交通確保維持改善計画承認
常滑市(仮称)ボートレースファンバスの運行
- ・令和4年7月書面決議(第41回) 青ルートの路線改編(新設・廃止)について
- ・令和4年12月9日(第42回) R04年度令和4年度地域公共交通確保維持改善に
関する自己評価(案)及び地域公共交通計画の評価
- ・令和5年3月29日(第43回) R05年度地域公共交通事業計画(案)について
年末年始の運行について
- ・令和5年6月26日(第44回) R06年度生活交通確保維持改善計画承認

19. 利用者等の意見の反映状況

<平成 29 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○市原地区説明会の実施

- ・平成 30 年 2 月 24 日：停留所別利用者数の説明及び地区住民の利用状況の確認

<平成 30 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○利用者アンケート調査の実施

- ・コミュニティバスの利用者を対象に、アンケート調査を実施
- ・10 月 22 日～11 月 7 日までの利用者 ・利用促進友の会の協力を得て配布、郵送回収

<平成 31 年度【令和元年度】（4-3 月期）の主な意見聴取>

○町民アンケート調査

- ・令和元年 11 月 町民 3,000 人を対象（無作為抽出） 1,165 件回収（38.8%）
- ・利用実態、事業効果、財政負担の評価、利用しない理由、公共交通への転換見通し等

<令和 2 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○住民ワークショップによる意見聴取

- ・次期計画、次期路線網策定に向けた地域公共交通に関する意見収集
- ・武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会との共同開催
- ・全体ワークショップの開催日：R2/7/15、8/19、9/16、R3/2/17
- ・地区ワークショップの開催日：R2/11/17、R3/1/20

<令和 3 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○住民ワークショップによる意見聴取

- ・次期計画、次期路線網策定に向けた地域公共交通に関する意見収集
- ・武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会との共同開催
- ・全体ワークショップの開催日：R3/10/11、10/26
- ・接続タクシー事業変更検討の社会実験：R4/2 実施（社会実験後アンケート実施）

<令和 4 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○社会実験アンケートを取りまとめ、参加者へ報告

○ワークショップや社会実験を基に、コミュニティバス（青ルート）の路線改編、接続タクシーの制度変更を実施し、事業へ反映：R4/10

○武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会（住民団体）と町による定例会開催

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地

（所 属）武豊町 総務部 防災交通課

（氏 名）岩川 幸樹

（電 話）0569-72-1111

（e-mail）bosai@town.taketoyo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
武豊町	知多乗合株式会 社	(1) ゆめころん(青ルート)	武豊町役場	富貴駅東	武豊町役場	往16.5km 循環	366	3294回		路線定期運行	①	武豊町役場バス停において幹線系統の赤ルートと発着時刻を同じにして、乗り継ぎ環境を確保している。	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

○運行予定系統を示した地図

令和6年度運行日数：366日（土日祝日運行）

※年末年始も運行（令和5年度まで12月29日～1月3日は運休）



— 赤ルート（幹線系統） — 青ルート（フィーダー系統）

○運行ダイヤ

武豊町役場バス停における
赤ルート（幹線）・青ルート（フィーダー）の乗り換え環境



赤・青ルートともに、武豊町役場バス停の発着時刻を同じにして、乗継ぎ環境を確保。
役場バス停にて休憩時間があり、赤→青、青→赤のどちらからも乗継ぎ可能。

○赤ルート（幹線）・青ルート（フィーダー）のダイヤと接続部分

赤ルート（幹線系統）（12.8km）

		所要	201	202	203	204	205	206	207	208	209
1	武豊町役場	0:00	815	915	1015	1115	1255	1355	1455	1555	1655
2	名鉄知多武豊駅	0:01	816	916	1016	1116	1256	1356	1456	1556	1656
3	MEGAドンキ西	0:03	818	918	1018	1118	1258	1358	1458	1558	1658
4	グリーンセンター・杉石病院	0:05	820	920	1020	1120	1300	1400	1500	1600	1700
5	榊原整形外科	0:07	822	922	1022	1122	1302	1402	1502	1602	1702
6	武豊高校東	0:09	824	924	1024	1124	1304	1404	1504	1604	1704
7	緑台	0:11	826	926	1026	1126	1306	1406	1506	1606	1706
8	北中根	0:13	828	928	1028	1128	1308	1408	1508	1608	1708
9	緑丘小学校	0:14	829	929	1029	1129	1309	1409	1509	1609	1709
10	平井	0:16	831	931	1031	1131	1311	1411	1511	1611	1711
11	梨子ノ木南	0:18	833	933	1033	1133	1313	1413	1513	1613	1713
12	梨子ノ木北	0:19	834	934	1034	1134	1314	1414	1514	1614	1714
13	新鹿子田橋南	0:20	835	935	1035	1135	1315	1415	1515	1615	1715
14	アオキスーパー北	0:22	837	937	1037	1137	1317	1417	1517	1617	1717
15	砂川公園	0:24	839	939	1039	1139	1319	1419	1519	1619	1719
16	石川橋	0:26	841	941	1041	1141	1321	1421	1521	1621	1721
17	イオン半田店	0:28	843	943	1043	1143	1323	1423	1523	1623	1723
18	青山駅	0:34	849	949	1049	1149	1329	1429	1529	1629	1729
19	石川橋北	0:39	854	954	1054	1154	1334	1434	1534	1634	1734
20	口田	0:40	855	955	1055	1155	1335	1435	1535	1635	1735
21	石川病院	0:42	857	957	1057	1157	1337	1437	1537	1637	1737
22	JR武豊駅	0:44	859	959	1059	1159	1339	1439	1539	1639	1739
23	みゆき通り	0:46	901	1001	1101	1201	1341	1441	1541	1641	1741
24	名鉄知多武豊駅	0:47	902	1002	1102	1202	1342	1442	1542	1642	1742
25	武豊町役場	0:50	905	1005	1105	1205	1345	1445	1545	1645	1745

表 1 添付資料

青ルート（フィーダー系統）（16.5km）

		所要	101	102	103	104	105	106	107	108	109
1	武豊町役場	0:00	815	915	1015	1115	1255	1355	1455	1555	1655
2	J R武豊駅	0:03	818	918	1018	1118	1258	1358	1458	1558	1658
3	シルバー人材センター	0:04	819	919	1019	1119	1259	1359	1459	1559	1659
4	里中	0:05	820	920	1020	1120	1300	1400	1500	1600	1700
5	地域交流センター・転車台	0:06	821	921	1021	1121	1301	1401	1501	1601	1701
6	屋内温水プール	0:07	822	922	1022	1122	1302	1402	1502	1602	1702
7	廻間住宅北	0:08	823	923	1023	1123	1303	1403	1503	1603	1703
8	東大高	0:10	825	925	1025	1125	1305	1405	1505	1605	1705
9	富貴駅東	0:12	827	927	1027	1127	1307	1407	1507	1607	1707
10	子育て支援施設わくわく	0:17	832	932	1032	1132	1312	1412	1512	1612	1712
11	寺西	0:18	833	933	1033	1133	1313	1413	1513	1613	1713
12	西側	0:19	834	934	1034	1134	1314	1414	1514	1614	1714
13	市原	0:21	836	936	1036	1136	1316	1416	1516	1616	1716
14	市原農村広場北	0:23	838	938	1038	1138	1318	1418	1518	1618	1718
15	嶋田	0:24	839	939	1039	1139	1319	1419	1519	1619	1719
16	総合体育館西	0:26	841	941	1041	1141	1321	1421	1521	1621	1721
17	ゆめたろうプラザ	0:28	843	943	1043	1143	1323	1423	1523	1623	1723
18	グリーンセンター・杉石病院	0:31	846	946	1046	1146	1326	1426	1526	1626	1726
19	中央公民館	0:34	849	949	1049	1149	1329	1429	1529	1629	1729
20	上ヶ駅西	0:36	851	951	1051	1151	1331	1431	1531	1631	1731
21	ちゅうや整形外科南	0:38	853	953	1053	1153	1333	1433	1533	1633	1733
22	二ヶ崎	0:39	854	954	1054	1154	1334	1434	1534	1634	1734
23	平井畑	0:41	856	956	1056	1156	1336	1436	1536	1636	1736
24	長尾墓地	0:43	858	958	1058	1158	1338	1438	1538	1638	1738
25	緑区区民館	0:44	859	959	1059	1159	1339	1439	1539	1639	1739
26	中根	0:45	900	1000	1100	1200	1340	1440	1540	1640	1740
27	武豊中央公園	0:46	901	1001	1101	1201	1341	1441	1541	1641	1741
28	名鉄知多武豊駅	0:49	904	1004	1104	1204	1344	1444	1544	1644	1744
29	武豊町役場	0:50	905	1005	1105	1205	1345	1445	1545	1645	1745

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	武豊町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,297
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
武豊町地域公共交通計画	令和4年4月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

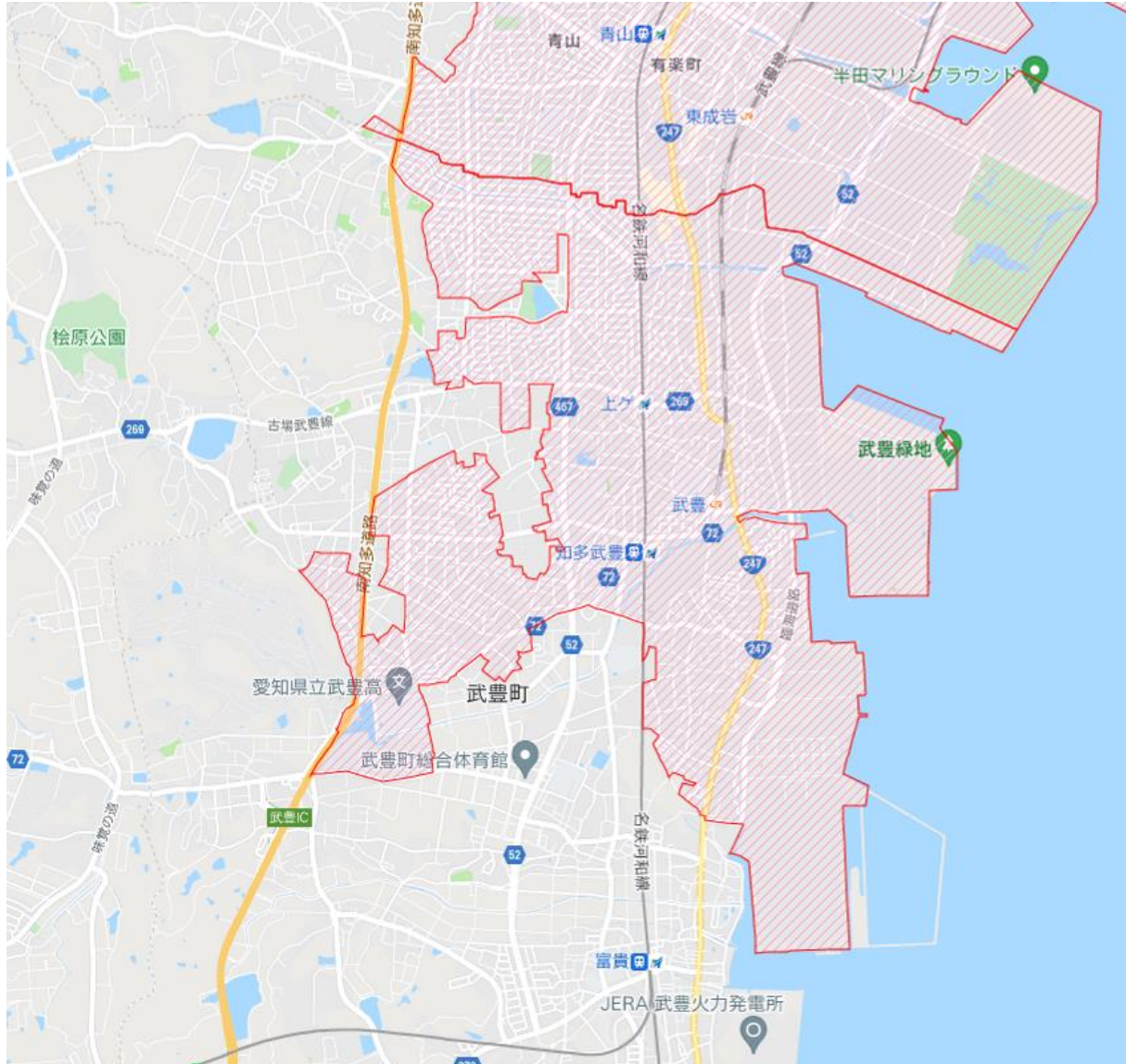
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区以外の地区の地図

人口集中地区（令和2年）

<https://jstatmap.e-stat.go.jp/jstatmap/main/base.html?1654586970811>



地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第1項に規定する事項の記載箇所（項）について

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

地域公共交通計画21、22ページ

2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

地域公共交通計画22ページ

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

地域公共交通計画24、26ページ「①市街化区域内での交通サービスの確保維持

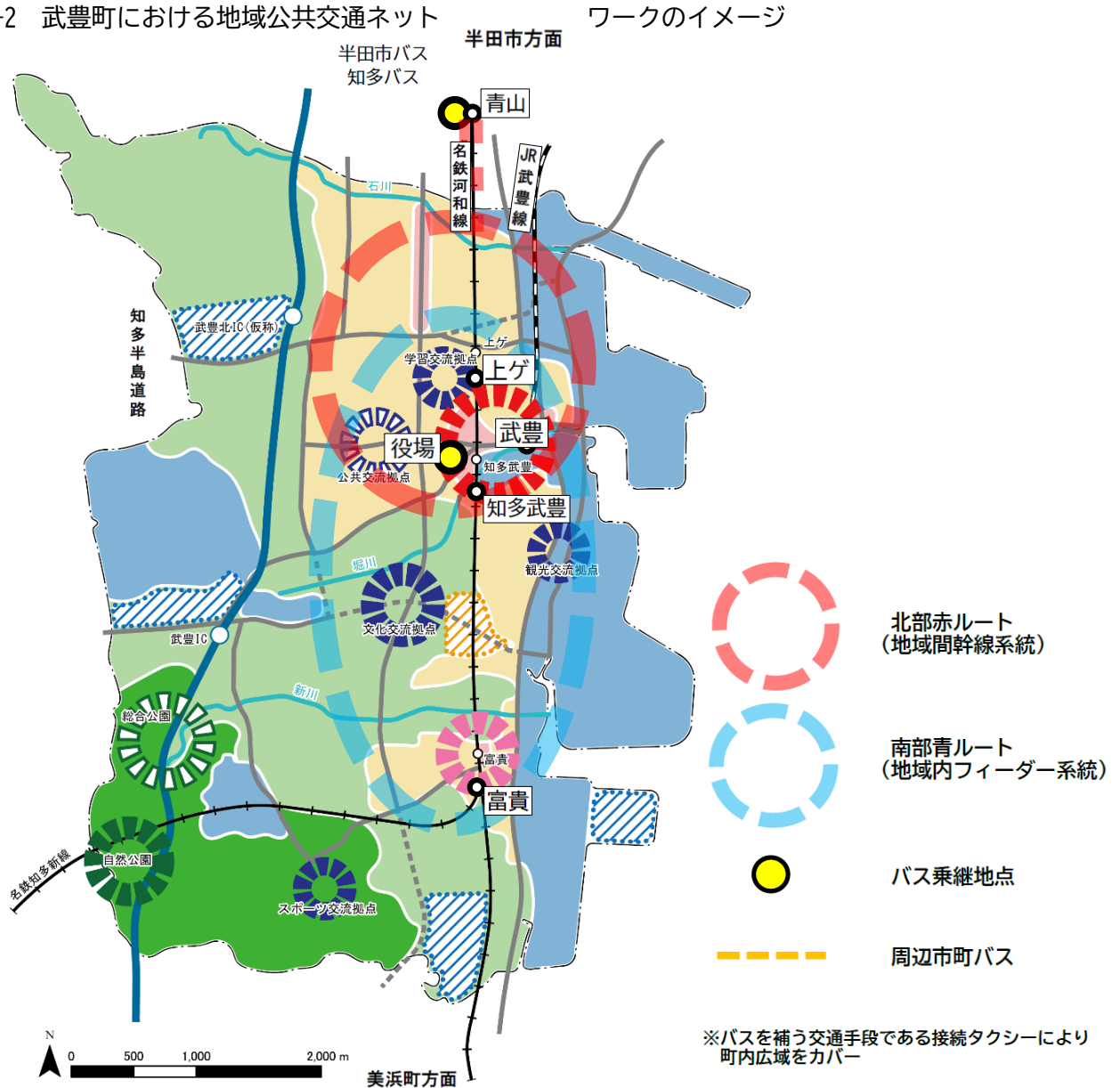
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

地域公共交通計画27、28ページ

3. 計画で位置づける対象路線・区域

対象路線		対象区域
鉄道	JR武豊線	東成岩（半田市）～武豊
	名鉄河和線	青山（半田市）～上ゲ～知多武豊～富貴
幹線バス	武豊町コミュニティバス	赤ルート（北部）
支線バス	武豊町コミュニティバス	青ルート（南部）
タクシー	接続タクシー	町全域
福祉車両	障がい者タクシー料金助成	町全域（障がい者手帳保持者）

図表 3-2 武豊町における地域公共交通ネット



図表 3-3 地域公共交通の機能・役割

機能分類	路線の機能・役割とサービス水準	運行主体	該当する現行路線
基幹 公共交通軸 (鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤や通学を主として買い物や通院など様々な目的に対応 ・本町と周辺市町を連絡する路線 ・広域的な移動需要に対応した高いサービス水準で運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR武豊線 ・名古屋鉄道河和線
地域交流路線 基幹バス	<p>○武豊町コミュニティバス（赤ルート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や大型商業施設、医療機関の利用を想定し、行政境を意識することなく移動できるサービスをバスにて提供する路線 ・本町の都市拠点から北部の地域の足を守り、1時間に1便の運行で各拠点間を結ぶ ・地域間幹線系統として位置付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・武豊町 ・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町コミュニティバス ゆめころん (地域間幹線系統)
	<p>○武豊町コミュニティバス（青ルート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や医療機関、観光資源、公共施設など、地域内の主要施設をつなぐ移動サービスをバスにて提供する路線 ・本町の都市拠点から南部の地域の足を守り、1時間に1便の運行で各拠点間を結ぶ ・地域内フィーダー系統として位置付ける 		<ul style="list-style-type: none"> ・本町コミュニティバス ゆめころん (地域内フィーダー系統)
地域内移動 サービス	<p>○接続タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流路線（コミュニティバス）を補完する移動サービス ・地域交流路線（定時定路線）のサービス提供が難しい交通空白地を対象に、地域交流路線との接続手段として、タクシーにて移動のサービスを提供する 		<ul style="list-style-type: none"> ・接続タクシー
近隣連携路線	<ul style="list-style-type: none"> ・本町と周辺市町を連絡する路線 ・本町の広域交流路線(地域間幹線系統)と連携し、北西方向への移動需要に対応したサービス水準で運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・半田市 ・交通事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・半田市「ごんくる」 青成バス (青山・成岩線) ・知多バス 半田・常滑線
個別輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の地域公共交通とは補完関係を構築 ・個々の移動需要に応じたサービスを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般タクシー

※「地域間幹線系統」「地域内フィーダー系統」については、国の補助路線として運行しています。上記に示す機能を実現するため、国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

※上記の表中の移動手段を利用できない移動困難者については、日常生活および社会生活を営む上で、安全・円滑・快適に移動することができるよう他の個別計画と連動し、合理的配慮に基づいた運用や交通施設の整備及びその他必要な措置を講ずるものとしします。

5. 計画を達成するために行う事業及びその事業主体

目標を達成するために行う事業を下記のように設定する。

① 市街化区域内での交通サービスの確保維持

○幹線的バスの「武豊町コミュニティバス」の継続運行と路線・ダイヤ等の見直し

- ・これまで運行してきた「武豊町コミュニティバス」の北部赤ルート・南部青ルートの継続運行を実施します。直近では令和4年10月に向けた見直しを実施し、その後も毎年利用実態を確認し、停留所位置などの見直しなどを行います。

○車両の追加や入れ替えの検討

- ・計画期間内に車両の追加や入れ替えについて検討を行います。

② ニーズが認められたエリアでの交通サービスの提供

○接続タクシーの継続運行

- ・これまで運行してきた「接続タクシー」を継続して運行しつつ毎年利用実態を確認します。

○接続タクシーの運行サービスの見直し

- ・令和2年度と令和3年度に開催した住民ワークショップでの意見および、令和4年2月に実施した自宅と最寄りのバス停留所の送迎をする社会実験を基に、令和4年10月に向けた見直しを実施します。その後も毎年利用実績を確認・見直しを実施します。

③ 公共交通を活用する生活スタイルへの転換

○公共交通を活用する生活スタイルへの意識転換を図るための住民への各種アプローチ活動

- ・利用促進のための時刻表の作成・配布を行います。
- ・運転免許証の自主返納を促すため、返納者への支援制度を実施します。
- ・バス等の乗り方教室を実施します。

○住民が自ら考え、主体的に実施する、利用促進事業。また、これら活動を支援するための環境づくり

- ・「武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会」などの住民組織による、バスを使ったツアーイベントの実施、停留所での待機用のベンチ作成などの取り組みを推進します。
- ・日頃のバス利用について感謝するために「〇人目の方を対象とした感謝状の贈呈」等を実施します。
- ・住民が自ら考え、主体的に実施できるよう、住民団体の創意工夫・各種活動に対して武豊町による支援を実施します。

④TEAM ONE TAKETOYO 体制による総合的な移動サービスの提供（地域協働）

○障がい者タクシー料金助成、バス運賃助成などのあり方の検討・実施

- ・障がい者向けのタクシー料金助成制度及びバス運賃助成制度、通園通所交通費の助成制度について、既存事業を継続しつつ、武豊町内関係課にて協議し、総合的な移動サービスのあり方について検討します。
- ・当該移動サービス支援は、官民連携して適切な体制構築・支援内容を検討します。

図表 3-5 事業スケジュールと実施主体

※地域公共交通会議にて年度毎に評価

基本的な方針	事業概要	令和	令和	2 令和	令和	2 令和	実施主体
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
①市街化区域内での交通サービスの確保維持	○幹線的バスの「武豊町コミュニティバス」の継続運行と路線・ダイヤ等の見直し	実施 →	必要に応じた見直し 知多武豊駅東の整備に関連した見直し				・武豊町地域公共交通会議 交通事業者
	○車両の追加や入れ替えの検討		継続した検討				
②ニーズが認められたエリアでの交通サービスの提供	○接続タクシーの継続運行	継続	→				・武豊町地域公共交通会議 ・交通事業者
	○接続タクシーの運行サービスの見直し	実施 →	必要に応じた見直し				
③公共交通を活用する生活スタイルへの転換	○公共交通を活用する生活スタイルへの意識転換を図るための住民への各種アプローチ活動	令和4年10月に 向けた時刻表の作成 →	各制度事業の継続・時刻表の配布				・武豊町地域公共交通会議 ・交通事業者
	○住民自らが考え、主体的に実施する、利用促進事業。また、これら活動を支援するための環境づくり	継続	→				
④TEAM ONE TAKETOYO 体制による総合的な移動サービスの提供(地域協働)	○障がい者タクシー料金助成、バス運賃助成などのあり方の検討・実施	既存事業を継続しつつ、移動サービスのあり方を検討				→	・武豊町 ・町内事業所 ・住民
	○社会資本総合整備計画等の関連施策の計画的な実施	実施	駅前ロータリー駐輪場整備				
⑤時代の変化に対応した公共交通サービスの検討	○コミュニティバスの電動化	導入 →	環境対策、住民のQOLを高める公共交通サービスへの取り組み				・武豊町
	○町の交通のあり方、時代の変化による技術動向の研究による地域将来の検討	開催	→				

6. PDCA

(1) 「計画の目標」を達成するための「目標値」の設定（評価指標）

図表 3-5 計画の目標値

指標	内容	現状値※1	目標値※2 (令和7年度)
コミュニティバスの利用者数	1年間でコミュニティバスを利用した人数	58,223人/年 (令和2年度) ピーク時：70,753人/年 (令和元年度)	72,000人/年

※1：現状値（令和2年度）は、コロナ禍の影響を受けた数値であるため、ピーク時の数値を基に、目標値を目指す

※2：目標値は、第6次武豊町総合計画の成果指標により設定

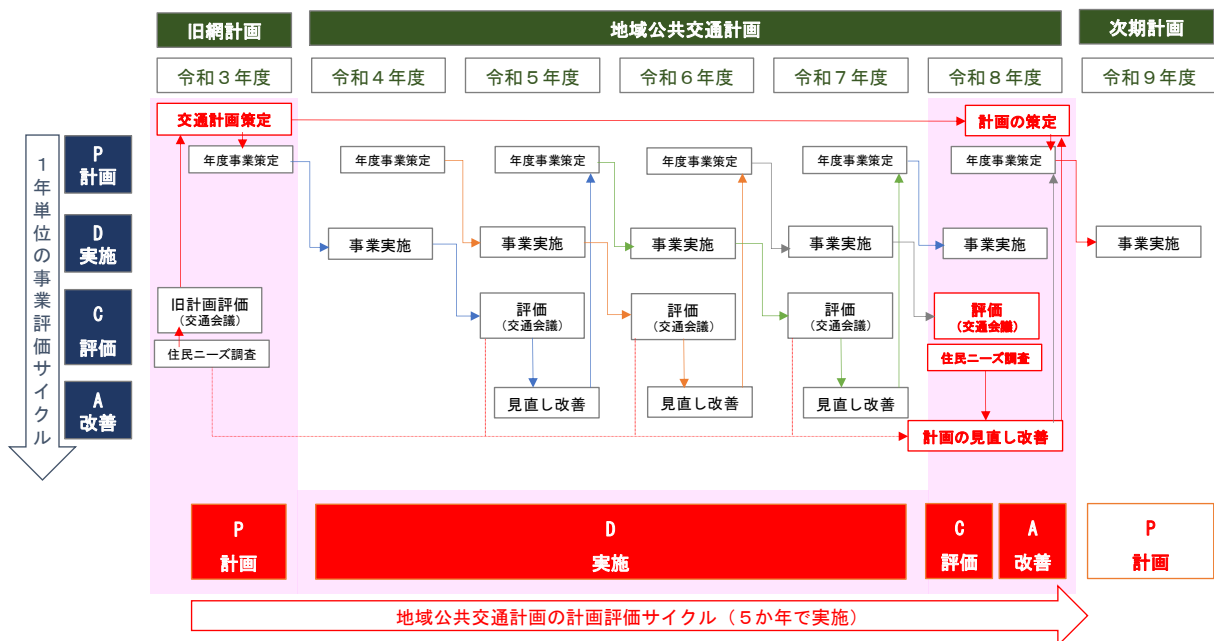
(2) PDCA・評価の進め方（計画全体のPDCAと毎年度の評価）

計画期間で前述しているとおり、地域公共交通計画の進行管理については、計画期間の5カ年を通して、PDCAを行う。

計画の目標管理のため、計画最終年度のタイミングに合わせ、住民に対するアンケート調査等を実施し、「公共交通の評価」・「鉄道や民間路線バスを維持するための税金投入とサービス水準のあり方」などについて確認し、計画全体を評価する。

一方、武豊町地域公共交通会議等を定期的に開催することで、各事業年度の取組について関係者間で相互に共有し、適切な事業推進が来ているか評価・協議を行い、必要に応じて事業改善を行う。

図表 3-6 PDCAの進め方



(3) 交通計画のモニタリング方法

武豊町地域公共交通計画の進捗を毎年管理するために、下記に示す方法・指標によりモニタリングを実施する。

○地域公共交通会議による毎年度の標準的な評価方法（スケジュール）

時期	6月頃	12月頃	3月頃
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の事業進捗確認 ・前年度の決算協議 ・補助事業申請の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業様式による自己評価の実施 ・事業の見直し等の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の事業計画協議（事業の見直し改善） ・次年度の事業予算協議 ・補助事業評価結果の確認

○計画期間中のモニタリング内容（指標）

基本的な方針	指標	モニタリング内容
0 公共交通全体	○コミュニティバス等の利用者数の推移	コミュニティバス及び接続タクシーの利用実績について系統別に推移を確認する。
1①市街化区域内での交通サービスの確保維持	○コミュニティバスの事業収支率	事業の確保維持を確認するため、利用者数とあわせて事業収支状況を確認し、財政投入水準が大幅に拡大しないかをモニタリングする。
②ニーズが認められたエリアでの交通サービスの提供	○サービス提供による人口カバー率	住民のニーズがある場所にサービス提供ができているかを確認するため、停留所から300m（鉄道駅1km）の圏域の人口カバー率をもってモニタリングする。
③公共交通を活用する生活スタイルへの転換	○住民アンケート調査でのコミュニティバス利用割合	公共交通を活用する生活スタイルの変化を、住民アンケート調査を通して「コミュニティバスの利用割合」を確認する。
④TEAM ONE TAKETOYO体制による総合的な移動サービスの提供（地域協働）	○関係部局の事業進捗管理	公共交通分野に関連する福祉部局・都市計画部局等における移動サービスの施策進捗が適正に行われているかを事業管理する。
⑤時代の変化に対応した公共交通サービスの検討	○住民アンケート調査での住環境への満足度	住民のQOLを高める社会環境形成の一つの要素として、時代の変化に対応した公共交通サービスの施策提供ができていないかを、総合計画策定時に行う住民アンケート調査を通して「住環境への満足度」をモニタリングする。